

近世八重山への王府布達文書「規模帳」「公事帳」の成立過程

得能, 壽美 / TOKUNO, Toshimi

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

43

(開始ページ / Start Page)

129

(終了ページ / End Page)

165

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012794>

近世八重山への王府布達文書「規模帳」「公事帳」の成立過程

得能壽美

はじめに

近世の琉球王国（首里王府）による地方支配は、役人の派遣、文書の発給によって、その意思が伝えられた。もちろん地方から役人が王府に行き、地方から文書が王府に上申され、情報や願意などを伝えた。派遣役人の復命書的な文書もある。そして、現在、八重山で確認されている史料の多くは、王府が発した文書、あるいは王府と地元とのやりとりをまとめたものといってい。前者は小稿でとりあげる規模帳をはじめ公事帳・例帳などが知られる。

後者は従来「往復文書」と称された文書で、その性格を示していて典型的であり、かつもつとも重要な史料は「参遣状」「御手形写」「問合控」と称される文書群である。¹これらの日常的な王府―八重

山の文書のやりとりは、個別の案件における王府の方針の変化をみることができる。また、複数の案件についてまとめた形で、早くは崇禎元年（一六二八）の「掟」（八重山島年来記No.二八四）などがあり、規模帳の形式がみられるようになってからも、康熙三四年（一六九五）の「万御問合書」（参遣状「喜舍場永珣旧蔵史料」1 No.一四六）、同四〇年の「八重山島惣横目訟書」「八重山島在番中存寄書」などがある（参遣状）²⁾。

さて、小稿では、近世の首里王府による地方支配のために発給された文書——王府布達文書——のうち、八重山に派遣された検使がまとめ、評定所が発給した文書の成立過程を検証する。検使が組み立てる文書は、大きく規模帳・公事帳・例帳に分類できるが、このうち小稿で重点的に検証する規模帳とは、王府が派遣した検使が現地の実情を調べたうえで現状と改正点などを指摘し、それまでの法令を含めて、現地に布達すべき規模（規範、法令）をまとめ、王府評定所の認可を受けて現地に発給したものである。

この解説は、現在「規模帳」という表題で、八重山において存在が確認されている三つの「規模帳」——乾隆三三年（一七六八）「与世山親方八重山島規模帳」、咸豊七年（一八五七）「翁長親方八重山島規模帳」、同治一三年（一八七四）「富川親方八重山島規模帳」（石垣市総務部市史編集室一九九二・一九九四、石垣市総務部市史編集課二〇〇四）——にあてはまるものである³⁾。しかし、これより先に王府が八重山に遣わした検使が「規模帳」と称する文書をまとめており、これを王府が発給している。小稿ではま

ずこれを初期規模帳として分析する。初期規模帳と近世後期の与世山以降の規模帳の中間に位置して、王府布達文書作成に重要な働きをするのが、乾隆十三年（一七四八）八重山に赴任した在番野村里之子親雲上であり、彼が作成した規模帳・公事帳などを検証し、さらに、現在我々が見ることのできる与世山以降の規模帳との系譜関係を検討する。

第一節 八重山における初期規模帳の成立

現在確認されているもっとも古い規模帳は、先述したように、乾隆三十三年（一七六八）の与世山親方によるものだが、それ以前に八重山に派遣された検使に、康熙一十七年（一六七八）恩納（佐渡山）親方、同五〇年（一七一）奥武親雲上がおり、彼らの名義による規模帳が存在したとみられる。恩納（佐渡山）の八重山赴任については、「球陽」に「毛国瑞（恩納親方安治）、八重山に到りて農を勧め俗を整へ法式を改定す。時に永良比金役を裁去す」とあり（球陽No四八六、球陽八重山関係記事集〔上〕No二四）、恩納以前に「法式」があったことが知られるが、これは現在のところまったく手がかりがない。恩納の仕置（取締）としては、

1. 農を勧め、俗を整える。
2. 永良比金（神役）を廃する。

があり、さらに「琉球国由来記」(二二—一a)には、

3. イリキヤアマリの信仰を禁止する。

がみられる。⁽⁵⁾ 恩納の派遣は「八重山島年来記」康熙一七年条(No.四一一—四二二)にみられ、仕置の内容は一〇か条にわたる。

4. 一地頭の村に一人のツカサとすること。

5. 王府へ上国する役人の数。

6. 黒島で造船していた大船を、石垣船は石垣村で、古見船は大枝村で造船する。

7. 百姓の数に比して地頭らの数が多く、地頭らを減少すること。

8. 地頭らを三年交代にすること。

9. 地頭らは筆算にすぐれた者から任命すること。

10. 僧侶がいる場合、役人は引導(葬儀)を依頼すること。

11. 役人の位牌や年忌の振る舞いを簡素にすること。

12. 百姓は位牌がないので立てるようにし、振る舞いは簡素にすること。

13. 「先祖祭」は二・八月の紙焼、七月二三—一五日の「迎聖霊」(盆)を簡素にすること。

このほか、14. 「先年佐渡山親方御渡海御仕置以後、過美之品無之、島中潤ニ罷成」、15. 「其島役人応勤方、御扶持方・御免夫・供夫被下過ニ而者有間敷哉与諸役人被致懸引候処、廻合ニ致上国候砌

者借米を以漸相調、勿論離島役人之儀者家内相離噉中江相詰申儀ニ候間、佐渡山親方御仕置之通被下度由候」、16. 「佐渡山親方御渡海之砌、耕作方可入念旨被仰付置候」、17. 「仕上せ之時分、頭耆人相賦当座ニ可致下知通、佐渡山親方御仕置有之候」などが確認される（参遣状拔書〔上〕No.二七、三七〥四〇、四八一七〥六四、四七一―一三）。また、18. 「石垣四ヶ村之儀前条之通諸事御用向繁多在之、殊ニ不図之御急用則々相弁候故、余村ニ相並不申、百姓疲入候筋を以、康熙十七年佐渡山親方御檢使之時、三度夫被仰定置候」とあり、この件は次の奥武親雲上によつて改訂されている（参遣状拔書〔下〕No.一七四）。さらに19. 「当島頭以下目差迄御免物之儀、康熙拾七年故恩納親方御定之表御免夫出物之分」、20. 「与那国島難海ニ而時々往通難成候付、御札改毎在番筆者・頭罷渡万御条目之趣可申渡旨、故恩納親方被召定置候」（同前No.一二八、翁長親方八重山島蔵元公事帳No.二一六）などもある。なお8.の詳細は「参遣状拔書〔上〕」（No.四二）にみえている。

このうち4.は「与世山規模帳」No.二〇二、6.は同規模帳No.四〇、14.は同規模帳No.二〇四に直接関連しており、このほかの内容も与世山以降の規模帳に関連している。

「八重山島年来記」に記された恩納関係の最後の条には、その仕置によつて、

一、右之外段々之御仕置、万反諸例引直、風俗宜敷成、当日迄其御仕置相守申候

とあり、さまざまな仕置をしてあらゆる事例を考え直し、「風俗」をよろしくしたという。「与世山規模帳」奥書では宮古との対比をいって明確になっていないが、「翁長規模帳」奥書には、

…八重山島之儀、御檢使被差渡程久敷相成、風俗惡敷、人居茂格別相減、百姓等産業相怠、年貢・上納物調兼、最早及極労働由被聞召通御檢使被差渡、万端細密相糺候処、一体之風俗百姓等取扱向其外段々不□（宜）儀共有之、跡々規模帳又者諸締向之条々損益を以、右条数之通取締申渡、其外向々公事帳之儀茂致損益相渡候間、聊無緩疎嚴重相守候様堅被仰付度奉存候とあり（翁長規模帳No.四一八）、恩納規模帳と同様のことをいつている。

恩納規模帳は、八重山だけでなく宮古でも想定できる。「琉球国由来記」（二〇—三五）宮古の「神遊」である「フセライノ祭礼」を、「康熙十六丁巳年、毛氏恩納親方安治、仕置ニ渡海ノ時、右ノ神遊、慰之様ニ仕付、無実儀正体、致慰戲、大粧失墜、民ノ疲労ニ成リ不可然トテ、禁制被申付タルトナリ」とある。

恩納の仕置については、「①行政制度の手直し、②役人の執務規定、③生産の向上策、④固有祭祀の合理化など島政改革の基本全般にわたっており、両先島の近世的な再編成をめざしたものであったことがわかる。その意味では、向象賢の摂政期（一六六六—七三）に『羽地仕置』の形で布達された政治路線を両先島に適用したものであることができる。恩納の示達した路線はその後の両先島統治の骨格をなした」と整理される（高良一九八三）。

ただし、恩納の仕置は、康熙四一年（一七〇二）「八重山島百姓中江諸事申渡候条書」（参遣状）にみえるように、十分な成果をあげることができず、あらたな指示が出されている（豊見山二〇〇四）。

一五九・一六二頁)。

なお恩納は、毛姓五世池城親方安成の二子で、佐渡山親方を称した(氏集…三三頁)。康熙一二年(一六七三) 恩納間切の創設とともに同間切の地頭となり、恩納を称する(球陽No.四六六)。八重山派遣のち、康熙一二年江戸立の附役を務め(横山一九八七…四七八頁)、康熙一七七年から同三二年まで三司官を務めている(真境名一九九三…歴代三司官一覽)。

恩納の次の奥武親雲上については、「八重山島年来記」康熙五〇年(一七一二)条(No.五二四)に、
一、諸事御為方為試、五月廿八日奥武親雲上・饒平名筑登之親雲上御下り、且又新規模帳御持下、
右表を以上納入二度夫相懸候事

とあり、奥武親雲上は、この年に新規模帳を持ち下った以前にも八重山島に赴任しており、新規模帳には奥武の視察結果が盛り込まれていたとみられる(得能一九九八…一一一―一一六頁)。そして、新規模帳というかぎりは「旧規模帳」の存在も証明しており、それが恩納規模帳と考えられる(崎山二〇一〇…五二頁)。

奥武規模帳の内容は、先の康熙四一年「八重山島百姓中江諸事申渡候条書」なども含んだものだと
思われ、その仕置については、「八重山島之儀、往年佐渡山親雲上・奥武親雲上御渡海被成、所中万事之支配方規模御定被成置候」と(参遣状拔書〔下〕No.二二九)、乾隆一五年(一七五〇)になっても佐渡山(恩納)とともに一定の評価が与えられている。

先の恩納（佐渡山）規模帳18は、恩納（佐渡山）の三度夫制定に続いて、「然処同五十卯年奥武親雲上御検使之砌二者、五度遣御召遣一節模合畠作被仰付置候」とあり、奥武による改訂がなされている。これを伝える文書は、乾隆三〇年（一七六五）のものだが、恩納（佐渡山）・奥武の「両御検使之御仕置年来久敷相成、至爾今永々統方相考候得者、四ヶ村之儀佐渡山親方御仕置之通、三度遣被仰付被下度奉願候」と、八重山の役人たちは佐渡山（恩納）規模帳の内容に戻そうといっている（参遣状抜書〔下〕No.一七四）。つまり、恩納（佐渡山）・奥武の規模帳には継続性があり、さらに次にみるように野村里之子親雲上によって改訂されているのだが、右の条項ではそのことを言っていない。

第二節 野村里之子親雲上の文書組立

野村里之子親雲上は、乾隆一三年（一七四八）七月一〇日に八重山に下着し、同一五年五月二〇日に八重山を出航、同月二七日に那覇に帰っている。在任中、乾隆一四年には、

一、当島諸蔵諸座諸帳、諸例相調部、不宜品現例を以相例、帳格引直、公事帳、此節合始ル

附、御国元諸蔵諸座諸例帳式十冊余写下り、是本ニシテ当島帳格引直

と、八重山の各役所の帳冊を検討して、よろしくないものは現状の例に改正した。さらに、帳冊の形式を改訂して公事帳を作成、王府各役所の例帳二〇冊余りを写して来て、これをもとにして八重山の

ものの形式を整えた（八重山島年来記No.七六二）。そして、同一五年「諸例調部仕廻、帳相調、野村里之子親雲上持登候事」と、完成した帳冊を野村が首里に持ち帰ったのである（同前No.七六六）。

野村以前の実態は未詳の部分が多いが、名称としては「当島諸蔵諸座諸帳」がいわれ、これに恩納（佐渡山）・奥武による初期規模帳が含まれていたのであろうし、野村は文書の形式を改めて公事帳を、さらに王府の例帳を手本に文書を作成している。

野村による初期規模帳の改訂は、先述の恩納規模帳19に対して行なわれた例がある。乾隆一五年（一七五〇）八重山の首里大屋子・与人らが、所遣夫に関して願ひ出た文書に、

当島頭以下目差迄御免物之儀、康熙拾七午年故恩納親方御定之表御免夫出物之分ハ、年貢・上納米之内ハ被成下米事ニ御座候、然処康熙三拾五午年ハ、定納米之内ハ被成下候儀被御召留…

とある（参遣状拔書〔下〕No.一二八）。恩納が康熙一七年（一六七八）に定めたのち、同三五年に王府施策に変更が生じたというのであるが、その後、同五〇年（一七一）の奥武規模帳には変更された内容が記載されているはずなのだが、そのことに関する言及がない。奥武規模帳に記載されていることよりも、変更した年次が大切なのはわかるが、のちに参照するには規模帳の方が便利だと思う。このことは、与世山以降の規模帳にしても、その内容には従来変わらない基本的な法令、前の規模帳から今の規模帳までの間に変更された法令、検使自身が調査して制定・改訂した法令などがあり、後日参照するにはそれらがまとまっている形の規模帳が便利である。しかし、次の規模帳発給までの変更

を知るには、「参遣状」などの往復文書集によるしかなく、この形式のものが八重山で作成されて残された理由は、そのためである。

さて乾隆一五年の文書の奥書は、同年五月一七日付けで、野村里之子親雲上らが署名して、御物奉行所に提出している。その内容は、

右御免物之儀、故恩納親方御定被置候節者、頭以下目差迄御免物三百六拾石余有之候処漸々相減、到今二者貳拾六石余ニ罷成、諸事不自由之段見及申候間、右供夫位階之通被下度奉存候、左様被仰付候共人居繁栄仕、其上諸事締方申渡候付而者、自分々者年増三度夫残多ク罷成積ニ御座候間、何そ百姓等痛ニ者御座有間敷奉存候：

附、御免物取立帳式冊為御覽差上申候

というもので（参遣状拔書〔下〕No.一二八）、恩納の規定を改訂するとともに、「御免物取立帳」も作成していて、野村は帰任のために八重山を出航する三日前にこの文書に署名している。

また、同じ乾隆一五年五月の野村をはじめ在番筆者・頭が署名した文書には、

八重山島之儀、往年佐渡山親雲上・奥武親雲上御渡海被成、所中万事之支配方規模御定被成置候処、最早程久罷成、爾今難相守事多ク出来申候、依之到頃年者在番・頭役致代合、各了簡次第所中之支配方相行、一定之儀無之候付而不締之事而已有之、百姓及難儀候体見及候付、私共致相談、去年奉訟置候通、諸座御蔵規模帳之趣本立仕、在番・頭以下役々之勤方茂、百姓中之下知方仮公

事帳組立、心之及相働候付、漸々風俗宜様相成候得共規模帳不被下置候得ハ、遠海之所ニ而別而不締之儀有之、島中之風俗難引改、百姓又以可及難儀見及申候、尤去卯年以來締方申渡候付、左条之通島中出米致減少百姓潤ニ罷成申候、在番・頭以下役々之規模被下置候ハ、風俗引改百姓中之潤猶又大分ニ出来可申考候

とある（参遣状拔書〔下〕No.一二九）。恩納（佐渡山）・奥武による仕置を評価しつつも、それから年月が経過したことから、そのままでは守ることができないことが多くなり、最近では在番・頭が交代するとそれぞれの考えで支配を行ない、規則が一定でなく百姓が難儀している⁶ので、野村らが「諸座御蔵規模帳」を作成し、在番・頭以下の役人らの勤務や百姓への支配のあり方について「（仮）公事帳」を作成したといっている。しかし、「遠海」にある八重山の統治は難しく、ふたたび風俗が乱れ、百姓が難儀してきたので、「去卯年」（一七四七）以来、改めて「締方」を申し付け、百姓の生活は良くなりつつあるといっている。このうえさらに王府から「在番・頭以下役々之規模」を下されれば、百姓の生活はさらによくなるだろうという。

野村が作成した規模帳は「諸座御蔵規模帳」であり、役人らの勤務や百姓支配についてまとめたものは「（仮）公事帳」といっている。「諸座御蔵規模帳」という意味で、別のところで、「先年故恩納親方・奥武親雲上御遣被成、所中万事之支配方規模帳被相定置候：野村里之子親雲上在番之時、右規模帳本ニシテ相調部洩候品数相補、座々組分規模帳并例帳・公事帳共拾式冊相

調差登候」とあり、野村が恩納・奥武の規模帳をもとに増補して、「座々組分規模帳并例帳・公事帳」つまり「役所ごとの規模帳・例帳・公事帳」を作成したというのは、同じ内容をいつている（参遺状抜書〔下〕No.一五九）。

八重山・宮古の先島への検使がかかわった王府布達文書は、これ以降、規模帳・公事帳・例帳となるのだが、与世山以降の理解では公事帳・例帳は各役所単位で作成されているが、規模帳はそうではない。

規模帳については、近世琉球王国の規模帳は王府諸座関係のものと諸間切諸島関係の二種に分かれており（梅本二〇一一・一七五頁）、ここでの規模帳は表題からは王府諸座関係規模帳をまねた諸島諸座関係規模帳ということができる。

公事帳は「首里王府が、各行政機関の職掌に応じて、公務案件の遂行、執務上の規定として、布達した文書である。内容は、各役所の役人の心がまえが、より具体的に記述されている」、例帳は「首里王府をはじめ、各間切蔵元等に完備された、例規集のことである。『公事帳』が、法令例規をまとめたものであるのに対し、『例帳』は、『公事帳』を受け、より具体的に、数量的な例規を集録したものである」、そして、「両者は、一対をなす」と説明される（當間一九九一・九頁）。

野村が作成にかかわった八重山島の公事帳のうち、現在確認されているのは、「蔵元公事帳」「船手座公事帳」「御用布座公事帳」「勘定座公事帳」である。野村のものが残っているわけではないが、たと

えば「富川親方八重山島藏元公事帳」に「八重山島藏元公事帳之儀、野村親雲上在番詰之時組立、乾隆三拾三年与世山親方、咸豊七巳年翁長親方各御検使之時致損益置候」とあり、最後に富川が「損益」をしており、これらの公事帳はすべて役所ごとに作成されたものを、野村↓与世山↓翁長↓富川と損益を重ねながら継承していつている。現存する八重山の例帳でも同様の組立・損益を述べており、「船手座例帳」「所遣座例帳」「仕上世座例帳」が確認されている。

なお、久米島の「久米仲里間切公事帳」は、雍正一三年（一七三五）と道光一一年（一八三一）のものがあるが、前者は奥書に「諸間切諸島さほくり公事帳」とある。間切公事帳の成立は、上納物を扱っていた代官が廃されて、雍正六年（一七二八）に取納奉行が設置されたことに関連して、同一三年になされた（田里一九八七・二〇～二二頁）。「久米仲里間切公事帳」をはじめ、沖縄本島および周辺離島のものは、間切番所と各役所の条項にわけて記載されていて、それぞれに分解すれば役所単位の「公事帳」になる。久米島および沖縄本島の間切公事帳については「梅木二〇一二」「田里一九八五・一九八六・一九八七」「森田一九九五」、また久米島の「公義帳」について「菊山一九七七」を参照。⁷⁾

野村が八重山の实情にあわせて作成し、王府に持ち帰った規模帳・公事帳について、同じ乾隆一五年（一七五〇）五月に八重山の首里大屋子・与人・目差らは、

一、此節御調部被成候規模帳・公事帳表相行候ハ、向後公事無支、御奉公人之為、又百姓中為二

茂可相成奉存候

と、これが王府に認められて実行されれば、今後は公務に差し支えがなくなり、士・百姓のためになると期待している（参遣状拔書〔下〕No. 一三〇）。そして、同一九年王府は、「規模帳并例帳・公事帳共拾式冊」あるいは「規模帳・公事帳共拾式さつ」を八重山に布達した（参遣状拔書〔下〕No. 一五九）。

第三節 野村規模帳

野村規模帳について、乾隆三三年（一七六八）「八重山島諸座御規模帳」（以下、「諸座御規模帳」）の奥書に記された同帳の成立経緯に、次のようにある。

右八重山島之儀規模帳無之差支候付、前々々被仰渡置候御手形本にして野村親雲上在番詰之時組立奉得御差図、其通取行候処、爾今相替候事共有之、此節諸事被仰渡置候趣を以損益仕差上申候以後、誤写があるが、この「諸座御規模帳」は野村規模帳をもとにして王府派遣の在番平良親雲上らがまとめたものである。同年同内容の「公事帳（規模帳）」によれば、平良親雲上らが上申して、与世山親方が国王に披露して「御印」を受けて、八重山に公布したものとっており、「諸座御規模帳」および「公事帳（規模帳）」をここでは平良規模帳と仮称する。なお、この規模帳が公布された乾隆三三年は、やや複雑なのだが、平良規模帳を取り次いだ与世山親方の「与世山規模帳」がまとめられ

て八重山に下された年でもある。

平良規模帳の奥書では、恩納・奥武の規模帳についてはいわれていないが、あるいは「前々々被仰渡置候御手形」で、個別の案件に対する王府の文書布達とともに、恩納・奥武の文書をいつているのであろう。文言では、初めて野村が王府の命によって規模帳を組み立てたとしている。そして、その内容は与世山・翁長・富川のものとはまったく異なるものである（黒島一九九七・七三頁）。

ただ野村規模帳は、野村が組み立てたという「諸座御蔵規模帳」＝「座々組分『規模帳』」と、その後には王府から布達されるべきとした「在番・頭以下役々之規模（帳）」の二種類がいわれており（参遺状抜書〔下〕No.一二九・一五九）、ここでは前者を野村規模帳a、後者を野村規模帳bとして議論していく。

そうすると、野村規模帳aは恩納・奥武のものを手本にして作成したといわれているので（参遺状抜書〔下〕No.一五九）、恩納・奥武→野村→平良という系譜関係が考えられる。そして野村規模帳a（諸座御蔵規模帳）と平良規模帳（諸座御規模帳）は同じ表題であり、確認できる後者の内容は「『諸座御規模帳』とあるが、御用布座など蔵元の各部署（座）の規定ではなく、諸政全般の規定となっている」といわれる。⁹「諸座御規模帳」の「目録」最初の部分を紹介すると、

一 一、高并年貢定納之事

二 一、流罪人上納米之事

三 一、右同出入之時平等所御御届方之事

四 一、夫賃米并御用物調料穀高定之事

五 一、模合貯穀定之事

六 一、御用物調料不足ニ而御所帶御物差足候時ニ付届之事

七 一、夫賃米引合方之事

八 一、上納石運賃惣様所江被仰付候事

九 一、所之用物代米積過有之候共運賃無ニ被仰定候事

十 一、宮古島地船作事料付届方之事

で、最後は「六十 一、諸村諸方江船路往来定之事」である。蔵元を中心とした役所での業務に必要な例規集のような内容で、「諸座」(各役所)に分類したものではなく、蔵元というくくりでまとめられた「王府諸座関係」的な規模帳であり、その意味では与世山以降の公事帳的要素が含まれている。これが野村規模帳aだとすると、与世山以降の規模帳とは企画や編集の仕方が異なっている。

「諸座御規模帳」の後半に「五一 一、諸物代定之事」があり、「公事帳(規模帳)」ではこの項が全体の分量の約四分の一を占めるという(黒島一九九七:七四頁)。これは、八重山のあらゆる産物の「代」、つまり人頭税における代納のレート⁽¹⁰⁾を定めたものである。それが独立した形になっている史料に、「八重山島諸物代付帳」(以下、「諸物代付帳」)があり、「諸座御規模帳」からは「諸物代定之事」

のほかに、

四六 一、御用布紺赤染ニ而織候節重代定之事

四七 一、御用布染入目定之事

四九 一、馬房并牛皮泡（泥？）障刀皮調料定之事

五二 一、諸物遣賃定之事

六十 一、諸村諸方江船路往来定之事

が「諸物代付帳」に移されている。

この「諸物代付帳」は、奥書によると野村が在番在勤中に組み立て、与世山・翁長・富川の損益により公布されたもので、組立・損益の経緯は公事帳と同様である。与世山は「諸物代付帳」を損益して公布しており、同時にそれを含む「諸座御規模帳」の公布も認めていて矛盾するようなのだが、先述したようにそもそも「諸座御規模帳」＝「公事帳（規模帳）」＝平良規模帳は、検使の取次というところからも公布までの経緯が与世山以降の規模帳などとは異なっている。平良規模帳は、野村規模帳aと「与世山規模帳」の隙間に存在するようなイメージである。

そこで、野村規模帳aと「諸座御規模帳」「公事帳（規模帳）」＝平良規模帳の一部をもって「諸物代付帳」が成立したとして―それを野村組立文書といっている点に問題が残るが―、では残余の部分はとなったのであろうか。

「諸座御規模帳」と同じ宮良殿内文庫に「八重山島藏元公事帳」がある。組立・損益は野村↓与世山↓翁長で、咸豊七年（一八五七）「翁長親方八重山島藏元公事帳」である。その後の、富川親方による損益による「富川親方八重山島藏元公事帳」は別に存在する。

宮良殿内「八重山島藏元公事帳」は、現状では同史料を覆うように前後に別の表紙があり、ともに別の表題が記されている。

表紙 「乾隆三十四年乙丑各村江御渡／相成候事／八重山島諸座御規模帳」

内題 「八重山島藏元公事帳／松茂氏／當宗」（同文異筆で二つある）

本文 （八重山島藏元公事帳の内容）

裏表紙 「八重山島諸座御規模帳」

そして、裏表紙の丁のオモテ（五三頁）に、

此之一冊元御規模之由ニ而候処、是迄御改替度々相成用捨ニ候得共、御規模之旧本ニ而以後之見合ニも可相成与、崎山与人之時貰取候事／松茂氏小浜与人／石垣當意

とある。この一文は「諸座御規模帳」のデータだと考えてよく、この一冊はもとの規模帳で、これまでたびたび改編されて、内容の取捨選択（損益）があつたが、規模帳の旧本を今後も参照することもあるかと、崎山与人のときに貰い受けてきたというのである。実は先に紹介した「諸座御規模帳」は平良親雲上らから西表島の「崎山村／役人中」に下されたもので、宮良殿内が所蔵する経緯とも適合

している。

王府布達文書の特徴は、たとえば「与世山規模帳」のち「翁長規模帳」が公布されると、「与世山規模帳」じたいは保存する必要がなくなる、つまり、「翁長規模帳」にはそれ以降に遵守すべきすべての内容が記されているのである。したがって、禁止事項はどの規模帳にも常にいわれていることになるのだが、引き続き禁止されていたというだけであり、よくいわれるように、その条項がなくならないというだけで、必ずしも禁止事項が遵守されていなかったという証拠にはならない。

先の一文は、必要がなくなった規模帳を、何かの際に前例を確認することを考えて、貰い受けてきたというのである。「諸座御規模帳」は、平良以降の損益版が公布されていないようなので（文書が確認されていないので）、一部が「諸物代付帳」となり、残余の条項が、与世山以後の規模帳や公事帳に引き取られて分散し、格護する必要がなくなったのであろう。

さて、野村規模帳aを中心にと、恩納（佐渡山）・奥武の規模帳から野村規模帳aへの連続性は一部で否定的ではあるが、基本的には継続しているとみてよく、野村規模帳aは平良規模帳に継承された。平良規模帳は一部が「諸物代付帳」となり、残余はその他の規模帳・公事帳に分散し、以後、野村規模帳a・平良規模帳の形式・内容の文書はなくなった。

第四節 与世山以降の規模帳

残された野村規模帳b、つまり乾隆一五年五月に「在番・頭以下役々之規模（帳）」といわれ、王府からの布達が求められた規模帳は（参遣状拔書〔下〕No.二二九）、どうなったのであろうか。その一八年後に布達された「与世山親方八重山島規模帳」から、それを探ってみたい。

「与世山規模帳」の作成意図や成立過程はどういうものであったのだろうか。先にみた公事帳・例帳と同じように、奥書の部分をみてみよう。

右従前々雖被仰渡置候、宮古島之儀御検使被差渡程久敷相成、風俗相變百姓農業相怠り年貢上納も調兼、当分之様子ニ而ハ先々取統候儀不罷成体ニ相及候ニ付、御検使被差渡改方被仰付度旨願出有之、八重山島江ハ右之訟出無之候得共、大概宮古島同篇及衰微候段相聞得候付、八重山しま江茂被差渡候間、厳密相糺候様被仰付、不宜儀ハ相改、右通条書を以申渡候、且又在番・頭以下諸事勤方之次第委細此中取行来候公事帳損益を以相渡候間、聊無緩疎相守候様堅ク被仰付可被下候、以上

といい、評定所の認可を得て、八重山の在番と頭に給している（与世山規模帳No.二二五）。まず、宮古が前の検使の派遣を受けて年月が経過して、風俗が変わり百姓が農業を怠って年貢・上納が準備できず、このままでは生活が続かなくなるとして、王府に検使の派遣を求めた。このことは、「与世山親方

宮古島規模帳」でも同様にいつている（一一九頁）。

注目しなければならないのは、「在番・頭以下諸事勤方之次第委細此中取行来候公事帳損益を以相渡候」の部分である。いうまでもなく「与世山規模帳」の内容と編纂方針を述べているのであり、前半でいつている内容「在番・頭以下諸事勤方之次第」は、乾隆一五年（一七五〇）五月に野村が王府に求めた「在番・頭以下役々之規模（帳）」¹¹野村規模帳bと同じであることから、「与世山規模帳」は野村が求めた規模帳bを一八年後に実現したものであったとみることができる。

そこで与世山が参考にしたのは、後半にいう「此中取行来候公事帳」、つまり野村が組み立てた公事帳であり、それを損益して編集したのが「与世山規模帳」なのである。以後、翁長・富川と続いて八重山へ布達される規模帳は、この規模帳の編纂方針を継承することになる。

前述した「与世山親方宮古島規模帳」奥書も、「在番・頭以下諸事勤方之次第委細此中取行来候公事帳損益を以相渡候」はまったく同文で、公事帳などは八重山と同じ状況であったことを伝えている。

宮古の公事帳（および例帳）については、乾隆二三年（一七五八）から同二五年まで宮古島在番であった志喜屋親雲上が組み立てたとあり、その後、与世山↓翁長↓富川と損益が行なわれており（富川親方宮古島仕上世座公事帳、富川親方宮古島諸村公事帳、富川親方宮古島仕上世座例帳、宮古島科人公事帳）、与世山の時には八重山島と同様な状態であった。¹¹

乾隆二五年志喜屋親雲上への褒美（取成）状は、次のようにいつている。

宮古島在番／志喜屋親雲上

右者宮古島之儀、比年百姓疲入及難儀候間、随分致下知、近年中百姓引起させ候様、去寅年在番志喜屋親雲上江委曲申渡候処、志喜屋罷渡下知方之手組、且島中風俗相糺候事共可申出旨、頭三人江申渡候処、別紙条書を以申出候付、在番并筆者、頭熟談之上役々御定外夫相付、其上旅立家作時々用事之節茂細工人迄無賃米ニ而召仕候儀、其外無理之課役等致禁止候付、百姓小役過半相減、左候而在番方并役々江者詔之上八重山島并所望夫高相究、且在番以下役々払物之儀藏方支配又者相對ニ而売渡代米首尾方藏方へ上納米同前致取納候儀共差留、右外ニ茂万締方公事帳ニ書載堅申渡置候間、役々其守達有之職事入念相励候ハ、漸々百姓有付申積之由書付を以申出候、且又宮古島公事帳并例帳、諸雜物代付帳無之差支候付、先在番故当間親雲上江調方申渡、佐久本親雲上次請取相調部、去丑年差出候処段々損益相見へ候付、志喜屋親雲上ニ而現当相行損益相糾帛帆之節可差出旨申渡置候処、拾五冊ニ相調今般持登候間、御物奉行江相調部させ此節可差遣候件之通規模ニ相成候仕置段々相調部拔群之働ニ御座候間、為御褒美右通被成下度奉存候事

辰九月廿八日

文中の「万締方公事帳」は、在番の志喜屋親雲上とその在番筆者（二名）、地元の頭（三名）の計六名が検討して、百姓の疲弊対策をまとめたものであり、別に腰書きに五名の名と褒賞内容を記した文

書もある（平良一九八七…四～五頁）。

そして、前の在番である当間親雲上が調査し佐久本親雲上が調えた「宮古島公事帳并例帳、諸雜物代付帳」を、志喜屋親雲上が実地で確認して、「拾五冊」にまとめて王府へ提出、これが御物奉行の審査を経て、宮古に布達された（毛姓家譜支流…七八三頁）。当間↓佐久本の下準備を経て、志喜屋が調製した「諸雜物代付帳」は、宮古ではすでにこの時から一つの文書として作成されており、八重山で野村が作成したというのと符号している。さらに、「志喜屋親雲上らの対策が円滑に機能しない構造的な体質があり、これが与世山親方派遣の起因になったと考えられる」との指摘がある（平良一九八七…五頁）。

おわりに——野村親雲上と志喜屋親雲上の働き——

八重山の規模帳は、初期の恩納（佐渡山）↓奥武↓野村規模帳 a ↓平良という「諸座御規模帳」系統はなくなり、野村規模帳 b Ⅱ「与世山規模帳」↓「翁長規模帳」↓「富川規模帳」が近世後期における八重山の規模帳として機能した。

ところで、八重山島在番として王府布達文書の基礎を築いた野村（里之子）親雲上安孝と、宮古で公事帳などを調製した志喜屋親雲上安屋は、実は兄弟であった。兄弟であることもさることながら、こ

の家は毛姓であり、彼らの祖父安平は大新城親方安基の四世安則の第四子で分家した。同じ大新城親方安基の五世安成の第二子が、最初の八重山島規模帳を作成した佐渡山（恩納）安治である（氏集…三三・三四頁）。

王府の先島支配にとつてひじょうに重要な役割を果たしたこの兄弟の経歴をみてみよう。野村は、「御使者在番記」（二四五頁）によれば、「在番首里毛氏 野村里之子親雲上安孝」で、乾隆一三年（一七四八）七月一〇日に八重山に下着し、同一五年五月二〇日に八重山を離任している。当時の八重山では元の在番大山親雲上による杣山仕立松焼失事件の処理が行なわれていた。

野村は、野村親方安察の長男として、康熙三九年（一七〇〇）に生まれた。雍正六年（一七二八）山奉行、同一一年取納奉行を経て、乾隆元年（一七三六）には大御支配（元文検地）に際して国中の河川を改修するため、「学水利之職」に任じられた。同四年御物奉行を経て、同五年には決川奉行に「再任」されたとあり、乾隆元年も同奉行となっていたようである。同七年普請奉行に任じられたのち、同九年には御支配竿頭となり、同奉行幸地親方に従つて伊平屋・伊江両島を回っている¹²。同一一年高奉行に任じられたが、同一三年在任中の在番が死去したため急遽八重山在番に任じられた（毛姓家譜支流…七七五～七七六頁）。

志喜屋親雲上安屋は、野村親方安察の四男として、康熙四六年（一七〇七）に生まれ、兄安孝とは七歳違いである。乾隆六年（一七四一）杣山奉行筆者、同九年山奉行職となり、同一一年中頭方山奉

行職を兼任し、同一二年山奉行交代の年であったが蔡温の杣山巡見について学んだことから、山奉行を続けた。その後、乾隆一七年進貢船の官舎となつて中国へ渡り、冠船にかかわつて中国側との折衝にもあたつた。帰国して、御船手奉行職などを務めたのち、乾隆二三年から同二五年まで宮古島在番を務めた。宮古から帰任して、久米島在番を務めている（毛姓家譜小宗・七八一―七八三頁）。

野村・志喜屋ともに、王府派遣の八重山在番・在番筆者の経歴でいえば、蔡温によるいわゆる元文検地の時期の役人としてくることができ、ほかにも「御支配竿頭」や「国中地方御支配為針図方筆者」などを務めた者たち、あるいは蔡温の施策の中で地方行政の専門家が育っており、時期的には少し遅れるが、そのようなキャリアの役人が先島へ派遣されている（得能二〇〇三・七三頁）。

野村・志喜屋の場合は、どちらかというと技術者であったが、王府の先島統治にとって重要な布達文書の基本的な形式を作り上げた。先述のように沖縄本島、周辺離島での公事帳は雍正一三年（一七三五）に作成されたが、二人の仕事はそれよりやや遅れており、さらに彼らの文書作成の働きまでも蔡温の影響とみるには証拠はないが、蔡温時代を支えた役人であつたといふことはできる。その時代と人を契機に、先島に王府から布達される文書の形式が整つていったのである。

先島の公事帳は各役所のものだけではなく、「与世山親方上国公事帳」「翁長親方八重山島上国役人公事帳」「八重山島諸村所役公事帳」などがあり、さらに王府布達文書としては「八重山島諸締帳」「八重山島杣山職務帳」「八重山島農務帳」などがある。それらの組立・損益は必ずしも小稿でみたものと

同じではない。それらの検証とともに、「新城二〇一四…六八頁」でも指摘されているが、「八重山島諸締帳」を組み立てた道光二二年（一八四二）の使者石原親雲上の存在などについても検証しなくてはならない。

【注】

（１）往復文書のうち、参遣状については『参遣状』の古文書学的考察（得能一九九八）で検討を加えたが、その際に分析の対象としたのは石垣島豊川家文書の「参遣状拔書」であった。「参遣状」などは、石垣島のいくつかの旧家に伝わっているが、量的にもっとも多いものは喜舎場永珣旧蔵史料にある。同史料は二〇一二年に石垣市立八重山博物館に寄贈され（「八重山毎日新聞」二〇一二年一〇月一八日）、喜舎場永珣資料調査会なるものが設立されて、整理・調査・分析をするという（同前二〇一四年一月一日社説）。現在のところ原本は公開されておらず、石垣市教育委員会市史編集課が二〇一五年三月に刊行した『石垣市史叢書21』の「参遣状（喜舎場永珣旧蔵史料）1」が唯一、その内容を公開している。しかし、同書所収分は康熙二五年（一六八六）から同三七年（一六九八）までであり（石垣市教育委員会市史編集課二〇一五）、継続して編集を行なっているが、「参遣状」だけでも全貌をみるのはかなり先のことになる。十分な保存措置を講じることはもちろんだが、それと同時にデジタルでよいので、原本の早急な公開を求めたい。というのも、喜舎場永珣旧蔵史料は膨大かつ重要な内容を擁するものであり、歴史学をはじめ八重山研究がその公開をまって、停

滞する恐れがあるからである。しかし、研究の停滞をきたさないためには、すでに公開されている史料はもちろんだが、喜舎場永珣旧蔵史料にかかわる文書は、これまで流布してきたジョージ・H・カー撮影というたいへん条件の悪いマイクロによって研究を進め、喜舎場永珣旧蔵史料公開ののち改めて加筆・訂正をするしかないであろう。今後の加筆・訂正というのは、先述の「得能一九九八」だけでなく、喜舎場永珣以後の多くの八重山研究で求められることになるだろう。八重山（史）の研究は、そういう段階にある。

- (2) 宮古島では、順治一七年（一六六〇）とみられる喜屋武親方の仕置の一部が確認されている（平良二〇一二：一三一頁）。

- (3) 八重山の規模帳、とくに「翁長親方八重山島規模帳」について「高良一九八九」「新城二〇一四」を参照。

- (4) 小稿のもととなった「得能二〇〇四」は、発表誌の都合で短縮したものになっており、またその後に確認できた史料もあって、大幅に加筆・訂正した。

- (5) 「球陽」No.一四八（球陽八重山関係記事集〔上〕No.四）に、成化三二年（一四八六）のこととして、「毛国端、八重山の安りに安真理を祭るを禁裁す」とあって、恩納親方安治が「伊里幾屋安真理」（神名）の祭を禁止したことになる。この記事は、恩納の派遣年次が異なっているなど、「球陽」の誤記であることが確認されている（崎山一九七四、宮平一九七八、田名一九九二、得能二〇一三）。

- (6) 規模帳作成の動機となる「最近では在番・頭が交代するとそれぞれの考えで支配を行ない、規則が一定でなく百姓が難儀している」は、「与世山規模帳」（No.一附）でいう「諸事被仰渡置候御仕置之外、在番・頭時々

見立次第取行候而者猥之基不宜候」と同じである。

- (7) 久米島の「公義帳」は「菊山一九七七」などで指摘されているように、奥書に「諸間切諸島さはくり公事帳」とあり、沖縄で公事帳が作成された年である雍正一三年の作成であることから、ほかの沖縄本島および周辺島の「公事帳」と同じものである。

- (8) 宮良殿内文庫は琉球大学附属図書館に所蔵され、同館ホームページ「琉球・沖縄デジタルギャラリー」で原本、翻刻、解説をみることができ、「八重山島諸座御規模帳」はNo.〇二九にあるが、その表題が書かれた表紙は、現在、同規模帳の部分ではみることができない。『八重山諸島を中心とした古文書調査報告書』（沖縄県教育庁文化課一九八一・一〇五頁）では名称を「八重山島諸座御規模帳」としてあり、表題があることになっている。表題を記した紙は、現在、同文庫「八重山島蔵元公事帳」にみられる。

- (9) 琉球大学附属図書館琉球・沖縄デジタルギャラリー「八重山島諸座御規模帳」解説（豊見山和行）。

- (10) 「諸物代付帳」は「物価の一覧」ともいわれるが、そのような利用も想定できるかもしれないが、公示価格であり、本来は人頭税代納のレートである。一八世紀後半から一九世紀後半まで変化はなく、運用しだいで融通のきく税制ならばともかく、実際の商売のレートにはならないだろう。

- (11) 「諸村公事帳」の成立は、「富川親方宮古島諸村公事帳」は志喜屋が組み立て、与世山→翁長→富川と損益ざれているが、「富川親方八重山島諸村公事帳」は与世山が組み立て、翁長→富川と損益ざれている。

- (12) 野村が御支配期の役人として活躍した経歴は、八重山在任中では、乾隆一四年（一七四九）に、「与那国島山

為竿針」(山の測量、針図作成の調査か)がある。

【史料一覽】 ↓は【参考文献】参照

氏集：企画部市史編集室『氏集 首里那覇 那覇市史資料篇第1巻5別冊』那覇市役所 一九七六年

翁長親方八重山島規模帳(翁長規模帳) ↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九、石垣市総務部市史編集室一九九四

翁長親方八重山島藏元公事帳 ↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一、石垣市総務部市史編集室一九九三

翁長親方八重山島上国役人公事帳 ↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

翁長親方八重山島諸締帳 ↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

翁長親方八重山島船手座公事帳 ↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

球陽：球陽研究会『球陽 読み下し編』角川書店 一九七四年

球陽八重山関係記事集(上) ↓石垣市教育委員会市史編集課二〇一三

公事帳(規模帳) ↓黒島一九九七

久米仲里間切公事帳：沖縄久米島調査委員会『沖縄久米島 資料篇 沖縄久米島の言語・文化・社会総合的研究報

告書』弘文堂

御使者在番記 ↓沖縄県沖縄史料編集所一九八一

参遣状：喜舎場永珣旧蔵史料

参遣状〔喜舍場永珣旧蔵史料〕 1↓石垣市教育委員会市史編集課二〇一五

参遣状拔書〔上〕↓石垣市総務部市史編集室一九九五 a

参遣状拔書〔下〕↓石垣市総務部市史編集室一九九五 b

富川親方宮古島仕上世座公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

富川親方宮古島仕上世座例帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

富川親方宮古島諸村公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

富川親方八重山島勘定座公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

富川親方八重山島規模帳（富川規模帳）↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九、石垣市総務部市史編集課二〇〇四

富川親方八重山島蔵元公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一、石垣市総務部市史編集室一九九三

富川親方八重山島御用布座公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

富川親方八重山島仕上世座例帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

富川親方八重山島諸締帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

富川親方八重山島諸村公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一、石垣市総務部市史編集室一九九二

富川親方八重山島仙山職務帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

富川親方八重山島所遣座例帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

富川親方八重山島農務帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

富川親方八重山島船手座公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

富川親方八重山島船手座例帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

宮古島科人公事帳↓平良市史編さん委員会一九八八、沖縄県立図書館史料編集室一九九一

毛姓家譜支流（太工廻家）↓那覇市企画部市史編集室一九八二

八重山島蔵元公事帳…宮良殿内文庫（琉球大学附属図書館デジタルギャラリーNo.〇〇五）

八重山島諸座御規模帳（諸座御規模帳）…宮良殿内文庫（琉球大学附属図書館デジタルギャラリーNo.〇二九）

八重山島諸締帳（富川）↓新城一九七七、石垣市総務部市史編集室一九九一

八重山島諸村公事帳（富川）↓坡名城一九八一

八重山島諸村所役公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一、黒島一九九七

八重山島諸物代付帳（諸物代付帳）↓黒島一九九九

八重山島杣山職務帳（富川）↓新城一九七六

八重山島年来記↓石垣市総務部市史編集室一九九九

八重山島農務帳（富川）↓崎山・新城一九七六

与世山親方上国公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

与世山親方宮古島規模帳↓平良市史編さん委員会一九八一、沖縄県沖縄史料編集所一九八一

与世山親方八重山島規模帳（与世山規模帳）↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九、石垣市総務部市史編集室

一九九二a

与世山親方八重山島杣山職務帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

与世山親方八重山島農務帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

琉球国由来記：外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』角川書店 一九九七年

【参考文献】

新城敏男

一九七六 『史料』八重山島杣山職務帳」東京・八重山文化研究会『八重山文化』第4号

一九七七 『史料紹介』八重山島諸締帳」東京・八重山文化研究会『八重山文化』第5号

二〇一四 『翁長親方八重山島規模帳』について―検使派遣と規模帳の成立―『首里王府と八重山』岩田書院

（初出は琉球王国評定所文書編集委員会『琉球王国評定所文書 第九卷』浦添市教育委員会 一九九三年）

石垣市教育委員会市史編集課

二〇一三 『石垣市史叢書19』石垣市教育委員会

二〇一五 『石垣市史叢書21』石垣市教育委員会

石垣市総務部市史編集課

二〇〇四 『石垣市史叢書14』石垣市

石垣市総務部市史編集室

- 一九九一 『石垣市市叢書1』 石垣市役所
- 一九九二a 『石垣市市叢書2』 石垣市役所
- 一九九二b 『石垣市市叢書3』 石垣市役所
- 一九九三 『石垣市市叢書5』 石垣市役所
- 一九九四 『石垣市市叢書7』 石垣市役所
- 一九九五a 『石垣市市叢書8』 石垣市
- 一九九五b 『石垣市市叢書9』 石垣市
- 一九九九 『石垣市市叢書13』 石垣市

梅木哲人

- 二〇一一 「久米島の規模帳・公事帳―沖縄における近世文書―」（『近世琉球国の構造』第一書房（初出は「久米島の規模帳・公事帳について」法政大学沖縄久米島調査委員会『沖縄久米島の言語・文化・社会の総合的研究』報告書 弘文堂 一九八二年）

沖縄県沖縄史料編集所

- 一九八一 『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』 沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁文化課

一九八一 『沖縄県文化財調査報告書 第三十五集 昭和五十五年度 八重山諸島を中心とした古文書調査報告書』 沖縄県教育委員会

沖縄県立図書館史料編集室

一九八九 『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』 沖縄県教育委員会

一九九一 『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』 沖縄県教育委員会

菊山正明

一九七七 『久米島具志川間切公義帳』について 法政大学沖縄文化研究所『沖縄文化研究』4

黒島為一

一九九七 『史料紹介』『公事帳』『規模帳』『石垣市立八重山博物館紀要』第14・15号合併号

一九九九 『史料紹介』『八重山島諸物代付帳』『石垣市立八重山博物館紀要』第16・17号合併号

崎山直

一九七四 『恩納親方の八重山渡海仕置をめぐる一考察—その史料の検討—』東京・八重山文化研究会『八重山文化』創刊号

山文化』創刊号

二〇一〇 『検使恩納親方の『仕置』について』『八重山歴史研究会誌—八重山歴史研究会発足三〇周年記念号』

創刊号

崎山直・新城敏男

一九七六 「史料」八重山島農務帳」東京・八重山文化研究会『八重山文化』第4号

平良勝保

一九八七 「与世山親方仕置前後の一断面」『平良市史編集だより』第二〇号

二〇一二 「頭懸（人頭税）と民衆生活」宮古島市史編さん委員会『宮古島市史 第一巻通史編』宮古島市教

育委員会

高良倉吉

一九八三 「恩納安治」沖繩大百科事典刊行事務局『沖繩大百科事典 上巻』沖繩タイムス社

一九八九 「近世末期の八重山統治と人口問題——翁長親方仕置とその背景——」『琉球王国史の課題』ひるぎ社

（初出は『沖繩史料編集所紀要』第7号 一九八二年）

田里 修

一九八五 「公事帳について」山本弘文先生還暦記念論集刊行委員会『琉球の歴史と文化』本邦書籍

一九八六 「近世琉球における地方支配に関する一考察——間切公事帳の成立を中心に——」島尻勝太郎・嘉手納

宗徳・渡口眞清三先生古希記念論集刊行委員会『球陽論叢』ひるぎ社

一九八七 「間切公事帳について」沖繩市史編集事務局『沖繩市史資料集1 間切公事帳の世界』沖繩市教育

委員会

田名真之

- 一九九二 「首里王府の史書編纂をめぐる諸問題―『球陽』を中心に―」『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社（初出は島尻勝太郎・嘉手納宗徳・渡口眞清三先生古希記念論集刊行委員会『球陽論叢』ひるぎ社 一九八六年）

當間一郎

- 一九九一 「解題」↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

得能壽美

- 一九九八 「『参遣状』の古文書学的考察」『沖縄学 沖縄学研究所紀要』2

- 二〇〇三 「八重山在番・在番筆者の経歴」『沖縄学 沖縄学研究所紀要』6

- 二〇〇四 「王府布達文書成立過程の研究―乾隆13～15年の在番野村親雲上「組立」文書」『八重山歴史研究会々報』14・15

- 二〇一三 「解題」↓石垣市教育委員会市史編集課二〇一三

豊見山和行

- 二〇〇四 「首里王府の両先島統治策とその諸相」安里進ほか『県史47 沖縄県の歴史』山川出版

那覇市企画部市史編集室

- 一九八二 『那覇市史 家譜資料（二）首里系』

破名城泰雄

一九八一 「八重山島諸村公事帳」『石垣市立八重山博物館紀要』創刊号

平良市史編さん委員会

一九八一 『平良市史 第三卷資料編1 前近代』平良市役所

一九八八 『平良市史 第八卷資料編6 (考古・人物・補遺)』平良市教育委員会

真境名安興

一九九三 『沖繩一千年史』『真境名安興全集 第一卷』ボーダーインク

宮平 実

一九七八 『球陽』の一考察「富村真演教授退官 城間正雄教授還暦記念事業会『南島史論Ⅱ』琉球大学史学

会

森田晃一

一九九五 「渡嘉敷間切『公事帳』の特徴」成城大学民俗学研究所『諸国叢書 第12輯』

横山 學

一九八七 『琉球国使節渡来の研究』吉川弘文館